

意見陳述書

2017年7月10日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鍋島典子

1 はじめに

現地こうばるでは、いまも、住民の目の前で石木ダム建設のための工事が進められています。この石木ダム建設のための工事は、こうばるの土地をダムの底に沈め、こうばるに住んでいる人々が営んでいる生活を奪う工事です。

長崎県や佐世保市は、この工事によって、債権者らの権利・利益が侵害されることはないと言っているようです。

しかし、これらの工事がこうばるの人々の生活を奪うことは否定しようのない事実です。

そして、そのような工事を進めることが許されるだけの理由は、この石木ダム建設工事には存在しません。

2 奪われるもの

石木ダム建設が奪おうとしているもの、侵してきたものの一端は、原告石丸キム子さんの意見陳述によりお分かりいただけると思います。

こうばるではいまでも13世帯の人々が生活をしています。その中には、人生のほとんどをこうばるで過ごして来た年配の方も、これからこうばるの地で人生を歩んでいこうとしている生まれて間もない子どももいます。働き盛りの方々もいれば学生もいます。就職や仕事で今はこ

うばるを離れていても、いずれは故郷であるこうばるに戻って生活をした
いと考えている人々もいます。これらの人々は、こうばるの土地で田
畑を耕し、子どもを産み育て、生活を営んで来た人々であり、こうばる
の土地で生まれ、こうばるの山や川で遊び、学校に通い、この先もこう
ばるの土地で生活をしたいと思っている人々です。

石木ダム建設工事は、こうばるでまさに現在暮らしている彼らが、先
祖代々守り続け、未来につなごうとしているこうばるでの生活そのもの
をすべて水の底に沈め、根こそぎ奪います。そして、これまで連綿と続
いてきたこうばる地区の歴史、その家族の歴史を、一方的に破壊します。

そこで奪われる権利・利益は、単に田畑や建造物としての居宅といっ
た経済的利益ではなく、人が人として生きていく権利、まさに人格権の
侵害です。そして、こと石木ダム工事は、13世帯53名もの人々の生
活とそこで築かれている一つの地域社会を消滅させるという、現代の日
本社会で最も特異な工事なのです。

3 石木ダム建設工事が全くの不要な工事であること

では、この石木ダム建設工事に、彼らの生活とこうばるの地域社会を
破壊するに足る理由が存在するのでしょうか。

被告らは、石木ダム建設事業は、法の定めに則って行われている適法
なものであり、原告らの権利侵害も十分に補償されると主張しているよ
うです。

しかし、石木ダム建設工事は全くの不要な工事なのです。相代理人が
ダム建設問題に関する視点を述べましたが、計画後50年も経ているの
に、相変わらず遂行されようとしているダム建設工事の異様さはもとよ
り、利水および治水の面からも石木ダムが不要であることは、石木ダム
の受益者である佐世保市民の原告松本さんが述べたとおりです。

手続きとして一応適法に行われているとしても、その実質すなわち工

事の必要性が全くの虚構であれば、そのような建設工事は許されるはずがありません。

裁判所は、ぜひその必要性・公共性を、澄んだ目で判断してください。

4 さいごに

これまでも、空港建設工事やバイパス道路工事、道路拡張工事、河川改修工事など事業認定がなされた公共工事は多数存在します。そして、少数ではありますが、土地収用が行われた例も存在します。しかし、この石木ダム事業は、それらの事業と同様に考えることはできません。

あきる野市の圏央道予定地の土地収用や東九州道建設事業、さらには成田空港建設事業においても、これまでは、強制収用が行われる前に住民が任意で明け渡したか、せいぜい1軒の民家が強制収用されたにとどまります。東九州道建設事業では、収用されたのはミカン畑でした。

ですが、石木ダム事業は、13世帯の住民を追い出し、一つの地域社会を消滅させます。昭和26年に土地収用法ができてからこれまで、ただの一度も、社会生活を営んでいる一つの地域を、強制収用という方法によって破壊したことはありません。それなのに、今、13世帯もの人々の家々ところばるの地域社会にダム建設工事が差し迫っています。この異常さを、裁判所にもご理解いただきたいと思います。

この石木ダム建設工事によって得られる利益は全くのゼロであるのに対し、失われるもの・奪われるものが重大な権利利益である。このような場合、日本の司法は、ゆるされざる権利侵害であるとして工事の差止を認めてきたはずです。

裁判所には、ぜひ適切な審理をしていただき、今日、ここに座っている原告らの生活を守っていただきたいと切に希望いたします。

以上